

令和5年4月以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

宗像市教育委員会

1 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ただし、校外学習等において混雑した電車やバスを利用する場合や、医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用が推奨されること。

2 入学式等の実施に当たっての留意事項

- マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時には、体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保すること。
- 来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。運動会等の体育的行事や文化的行事についても同様に、保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。
- また、儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行う必要はないこと。
- この考え方に基づき、学校の日の開催はコロナ以前の形態に戻し、毎月10日に保護者や地域の方々に授業の様子を公開すること。

3 給食等の食事をする場面における対策について

- 給食等の食事をする場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意すること。
- その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこと。

4 「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっての感染症対策

- 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うこと。
- 児童生徒が対面形式となるグループワーク等については、少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること。
- 児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏については、体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っでの歌唱は控えること。